

「自律・友愛・創造」

～ 夢を育み、笑顔に会える、愛いっぱい学校 ～

茨木市立三島中学校

生徒指導通信

第3号

生徒指導委員会

PROGRESSO



飛躍

中学3年間で『高校を卒業する力』

『仕事を続けていく事のできる力』をつけよう

新学期も1ヶ月が経ちます

新学期が始まり1ヶ月が過ぎようとしています。生徒のみなさんも新しいクラスに慣れてきたことと思います。4月から緊張で気の張っていたみなさんの気持ちも緩んでくる時期です。ゴールデンウィークをはさみますが、次のことを意識し生活しましょう。

● 授業に集中しよう。

● 宿題は必ずしよう。

※ ノートやプリントなど宿題もたまればたまるほど、やりたくなくなってしまう。ためずにコツコツとしよう。

● 制服を正しく着よう。

※ 各学年の先生方が仮名札の準備したり、服装チェックしたりしています。常に正しい服装でいよう。

● 時間を守ろう。

※ 毎日の生活リズムを整えれば遅刻はしません。ぎりぎりで行動するのではなく、余裕を持って行動しよう。授業も同じです。



暑くなってきましたので、制服移行期間に入ります。

本来なら生徒手帳にもあるように5月から制服移行期間です。しかし、今年は暑くなるのが早く、上着はもう暑いと言う生徒も多くいるため移行期間に入りたいとおもいます。制服移行期間とは、正しい服装であれば、夏服(ポロシャツ)でも学ラン・セーラー服、どちらで登校してもかまいません。気温によって夏服と冬服を選択し、着用できる期間です。



体育の後や移動教室の後も、チャイムで授業を始めよう。

移動教室や体育後の授業遅刻が気になります。授業時間の50分を大切にしていきましょう。時間に遅れそうなときは言い訳をするのではなく、必死に急ごう。社会では、どんな理由があろうと、堂々と遅れることは許されません。悪い習慣をつけないようにしましょう。



日が長くなりはじめていますが…夜遊びは、保護者の力で！子どもを危険から守りましょう。

【大阪府青少年健全育成条例】 …こんな内容です。知っていますか？

自由な外出時間は午後8時までです。(8時は遅い気がします。家庭でルールを決めてください。)それ以降の外出、例えばお祭りなどに出かける際は、保護者同伴とし、午後10時までに帰宅することがルールです。これは、「大阪府青少年健全育成条例」に即したものです。午後10時から翌日の午前4時までは、特別な事情がない限り、保護者同伴でも飲食店等への出入りもできません。当然、友人宅への外泊はできません

※ 大阪府青少年健全育成条例第25条

保護者は、通勤通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

◇16歳未満の者は、午後8時から翌日の午前4時

☆保護者の皆様へ☆

入学・進級し1ヵ月がたちました。生徒たちも学校生活に慣れはじめてきた頃だとおもいます。朝、複数の教師や委員会等であいさつ運動・遅刻指導を行っています。まだ、遅刻などが大きく目立つことはありませんが、なれはじめて頃に目立ち出します。家庭でも、元気に「いつてらっしゃい」と時間に間に合うように送り出していただければとおもいます。

また、三島中学校では多くのクラブ活動が朝練を行っています。このような子どものがんばりは、朝早くお弁当を作ってくださいたり、見送ってくださいたりといった保護者の協力、顧問の協力により成り立っています。子どもたちのためにお互いが協力し合える関係を目指していきましょう。

